

## 新たな建設リサイクル推進施策について 中間とりまとめ（案）補足説明資料

- 1 これまでの施策経緯
  - (1) 平成12年以前（循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法制定前）
  - (2) 平成12年～平成17年（循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法制定後～現在）
- 2 新たな施策の中長期的方向性
  - (1) 関係者の意識の向上と連携強化
  - (2) 持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開
  - (3) 民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進
- 3 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み
  - (1) 情報管理と物流管理
  - (2) 関係者の連携強化
  - (3) 理解と参画の推進
  - (4) 建設リサイクル市場の育成
  - (5) 技術開発等の推進
- 4 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する主要な取り組み
  - (1) 発生抑制について
  - (2) 現場分別について
  - (3) 再資源化・縮減について
  - (4) 適正処理について
  - (5) 再使用・再生資材の利用について

## 1 これまでの施策経緯

(1) ~~①~~平成12年以前（循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法制定前）

当時より産業全体の資源利用量、排出量に対して建設産業の占める割合は高かったが、建設副産物の有効利用は必ずしも十分に図られていなかった。その上、最終処分場等の新規立地は困難な状況にあり、最終処分場の残余容量は逼迫していた。このような状況を踏まえ、建設副産物のうち排出量・最終処分量で大きな割合を占めていたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、国はこれらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象としてリサイクル原則化ルール等の規制的手法を中心とした施策を推進してきた。この結果、建設廃棄物全体の再資源化等率は平成12年度には85%と平成7年度の58%より大幅に向上した。

(2) ~~②~~平成12年～平成17年（循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法制定後～現在）

循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年に循環型社会形成推進基本法が公布され、循環型社会の形成のための基本原則として3R（発生抑制、再使用、再生利用）、熱回収、適正処理の優先順位が明確にされた。また、建設副産物対策関連としては、同年建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が公布され、平成14年の完全施行によりコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務づけられた。

建設リサイクル法の施行によって、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再資源化等率は平成17年度には92%と平成12年度よりさらに上昇したものの、~~民間工事からの発生が多い建設発生木材等一部の品目の再資~~

源化等率は相対的に低く留まっているが低い品目が残っている。

また、建設副産物のリサイクルがある一定の成果を挙げているのに比べ、3Rの第一に掲げられる発生抑制の取組みはまだ不十分であることが伺える。

さらに、不法投棄の問題として、依然として産業廃棄物全体の約8割（平成17年度）を建設廃棄物が占め、適正処理のさらなる推進が求められている。

一方、建設リサイクル法の完全施行に合わせて通知された建設リサイクル推進計画2002では、最終処分量の削減、再資源化等率向上というリサイクルの「量」の観点に加えて、再リサイクル性、リサイクル用途拡大といったリサイクルの「質」の観点の施策強化の方向性が新たに示されたところであるが、まだ十分な成果が得られるには至っていない。

## 2 新たな施策の中長期的方向性

政府における環境政策全体に関する動きとして、「第3次環境基本計画」（平成18年4月7日閣議決定）及び「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）が策定され、今後の環境政策における基本的な考え方や方向性が示されている。特に「第3次環境基本計画」では「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」における中長期的な目標として、

- ①資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり
  - ②「もったいない」の考え方に即した循環の取組の広がりとの関係主体のパートナーシップによる加速化
  - ③ものづくりの各段階での3Rの考え方の内部化
  - ④廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化
- が掲げられた。

これらの考え方については、新たな建設リサイクル施策の中長期的方向性\*を定める上での基本とし、建設リサイクル推進計画2002で示され

たリサイクルの「質」の観点の施策強化につなげていくこととするべき  
である。

また、これまでのリサイクル原則化ルールや建設リサイクル法等による規制的手法だけでは効果が限られてくるため、これらの施策に加えて、行政は関係者に積極的に働きかけ、国民の理解と参画のもと、市場メカニズムに基づく民間主体の創造的な取り組みを推進力とした新たな3R推進手法の構築を目指すこととするべきである。

具体的な中長期的方向性は、次のとおりである提言する。

### (1) 関係者の意識の向上と連携強化

全産業廃棄物に占める建設廃棄物の割合は、排出量で約2割、不法投棄量で約8割を占めている。特に不法投棄については、循環型社会の構築を阻害しているだけでなく自然環境や生活環境の悪化を招き、(自らが不法行為をしていなくても結果的に加担している者も含め)本来支払うべきコスト以上の負担を社会に転嫁している。まさに建設事業の大きな汚点として、環境部局等の規制、取締りを待つだけでなく、関係者が自らの問題として直視し根絶に向けた努力をすべき問題である。

こうした不法投棄の根絶や3Rの推進のためには、行政(建設部局、環境部局)はもとより、一般市民を含む発注者、設計者、下請け業者を含む施工者、廃棄物処理業者、資材製造者等、建設事業及び付随する物質循環に関わる全ての関係者が、循環型社会形成に向け高い意識を持ち、関係法令を遵守することのみならず、各々連携し、積極的にそれぞれの責務を果たしていくことが求められる。

このため、建設副産物は運搬や保管の経済的制約が大きく、再資源化後のリサイクル市場の需給が緩和すると行き場を失い、ひいては不適正な処理を助長しかねない。このため、建設副産物の発生から中間処理、再資源化、再生資源としての適正利用、又は適正処理されるまでの一連の流れについて、の物流管理が重要であり、適正な情報管理が必要とな

る。建設副産物のトレーサビリティの確保が重要でありは、不法投棄の防止につながるだけでなく、「情報の非対称性」の解消によるリサイクル市場の活性化も期待できる。このため、関係者は連携を強化し、実態の把握や情報の共有化、情報発信に努めるべきである。関係者間で共通の認識を持って情報共有を図るなど、関係者間の連携をより一層強化していくこととする。

また、各主体が建設リサイクルの取り組み成果を実感できるよう、それぞれ課題や効果を「見える化」し、意識の向上を図っていくこととするべきである。さらに建設リサイクルに対する国民の理解と参画を得るため、関係者はあらゆる機会を活用して、継続的な啓発活動に取り組んでいくこととするべきである。

## (2) 持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開

循環型社会の構築及び自然環境保全のため、新たに採取する天然資源と自然界へ排出されるものを最小化し、資源の循環的な利用が確保されることが重要である。このため建設分野においても、まず、資源投入量と最終処分量の最小化により一層努めていくこととするべきであり、このためリサイクルの推進はもとより建築物や構造物の長寿命化などによる発生抑制の取り組みや他産業に由来するものも含めた再生資材の利用を推進するべきである。また、資源の有限性に鑑み、建設副産物の再資源化にあたっては、その潜在的資源価値を最大限引き出すなど、リサイクルの質の向上に努めていくこととするべきである。

一方、国民の安全・安心意識の高まりを踏まえて、建設副産物に含まれる有害物質の適正処理の徹底や、再資源化により得られた物を利用する際の環境安全性を担保することにより、生活環境の保全を図ることとするべきである。

さらに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、リサイクルに伴う温室効果ガスの排出に十分留意するとともに、重量又は体積あたりの付加

価値が低く長距離輸送になじまないという建設副産物の特性を考慮し、地域で循環可能な建設副産物はなるべく地域で循環させる、建設リサイクルに係る物流の効率化を進めるなど、地球温暖化対策へ十分配慮するものとする必要がある。なお、地域の中で建設副産物の需要者と供給者のネットワークを形成し、持続可能な地域社会を実現するためには、様々な主体間のコミュニケーションの促進が不可欠である。

### (3) 民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進

建設リサイクル市場は、国民や社会が企業（設計者・施工者・廃棄物処理業者）努力に対して正当な評価を与える機会が少なく、いわゆる悪貨が良貨を駆逐するおそれのある市場であった。質の高いリサイクルを実施していくためには、コンプライアンス経営のもとで高い技術力を発揮できる企業の育成が重要であり、透明性の高い健全な市場の整備が不可欠である。

近年、企業の社会的責任（CSR）に対する関心が高まりつつある中、環境への取組状況から企業を選定するエコ・ファンドが設立されるなど、環境保全への貢献を応援する投資家が増えつつある。このような循環型社会ビジネスの発展を促すため、民間主体の創造的な取り組みがの効果を「見える化」し、民間の取り組みが活かされやすい環境を構築するものとするべきである。

また、質の高い建設リサイクルを推進するためには、民間主体の技術開発が重要であり、これを適切に評価し利活用される仕組みを構築することで、民間の技術開発意欲を高めることとするべきである。なお、資材製造者は、自ら生産する資材について、現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを施工者や再資源化業者とともに活用するよう努めるべきであり、再資源化業者はさらに、質の高い再生資材の開発を促し、再生資材の利用用途拡大に努めることとするべきである。

~~なお~~さらに、こうした取り組みをはじめ、適正処理や建設リサイクルを推進するためには各分野（構造、物性、施工、解体など）の技術や制度に精通した専門家が適切に関与することが重要である。特に発注者や投資家は専門知識を有していない場合が多いので、関係する企業や行政、NPO/NGOなどの専門家が各々の立場から適切な助言や情報提供などを行うことが求められる。 —

—  
—  
※中長期的方向性

概ね5～10年程度の中期的なスパンあるいはそれ以上の将来において目指すべき姿

赤字：第5回委員会の指摘を踏まえた修正箇所

### 3 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み

#### (1) 情報管理と物流管理

建設副産物を再資源化することが技術的には可能であっても、その引取相手（製品の最終需要、製品化施設、再資源化施設）が無ければ結局は廃棄物となってしまふ。また、再資源化されたものがその後実際にどのような形で利用されているのか、あるいは不適正な処理がなされているのか等、十分に実態が把握されていない。

一方、建設資材には様々な原材料が含まれており、それは資材製造者によっても異なる場合がある。再資源化に際しては、原材料の性状に応じたリサイクル技術を用いる必要がある。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・ **※38** 国は、建設副産物の発生から再資源化・適正処理及び製品化までの一連の流れについて建設副産物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握するための情報追跡・管理方策について検討すべき。
- ・ **※26** 国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、新築・新設時から解体時まで、建築物や構造物の履歴情報（設計情報、材料、資材製造者名等）が蓄積され、活用できる仕組みを検討すべき。

#### (2) 関係者の連携強化

建設工事については、発注者、資材製造者、設計者、施工者、廃棄物処理業者など関係者が非常に多岐にわたっており、さらに、建設リサイクルの取り組みは、他産業との間でも再資源化物のやりとりがなされている。しかしながら、これまでこれらの関係者の間で意思の疎通や情報交換が必ずしも十分に行われてこなかった。例えば、新築・新設の設計の際に解体時の分別解体のしやすさに対する配慮が十分でなかったり、資材特性や分別方法等資材製造者の有す



る専門知識が、資材の再資源化過程で十分に活用されず、建設リサイクルの推進が円滑に進まない等がその例である。このため、関係者のより一層の連携強化が必要であり、以下の施策を講ずべきである。

- ・ **※10** 国は関係者ととともに、設計段階で、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための方策について検討すべき。
- ・ **※37** 国は、資材製造者が現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを施工者や再資源化業者とともに活用できるよう、関係者に働きかけるべき。
- ・ **※41** 国は、資材製造者に対して、広域認定制度のより一層の活用を要請すべき。

### (3) 理解と参画の推進

建設リサイクルの取り組みは、社会資本整備を通じて国民生活を支える一方で、不適切な取り組みは生活環境等に深刻な影響を与えることになる。このため、建設リサイクルの推進にあたっては、取り組み状況の把握に努めるとともに、広く国民の理解と参画を求めることが重要である。

特に、適切な分別解体等、再資源化及び適正処理を実施するためには、応分の費用負担が必要となる。これらについては必ずしも生産的な内容でなく、一般市民を含む関係者の中には、なるべくコストをかけたくないとの考えから、処理内容等にこだわらないとする風潮が一部に認められる。

また、建設現場で実際に作業を行う者は、建設リサイクルについて教育を受ける機会が必ずしも十分に与えられていない場合もある。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・ 国は、関係者の協力を得ながら、適宜、建設副産物実態調査を実

施し、リサイクル率等建設リサイクルへの取組状況の成果を公表すべき。

- ・ **※31** 関係者は、再生資材利用箇所等への標識設置等により、建設リサイクルへの取組状況について広くPRを実施すべき。
- ・ **※5** 行政は、優れた建設リサイクルの取り組みを実施している事業者に対する表彰制度を充実すべき。
- ・ 関係者は、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施すべき。
- ・ **※30** 関係者は、再資源化や適正処理に必要な費用を明確化し、適正に確保するため、契約時に分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示すべき。
- ・ **※29** 行政は、一般市民を含めた全ての関係者が、再資源化や適正処理に必要な費用を適正に負担するよう啓発を行うべき。
- ・ **※12** 関係者は、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施すべき。

#### (4) 建設リサイクル市場の育成

リサイクル市場においては、「悪貨が良貨を駆逐する」恐れがあることが指摘されており、建設リサイクル市場に参加する企業はコンプライアンスを徹底し、まず企業自身が、自らの企業活動の透明性を高める努力が必要である。また、これらの企業と契約を結ぼうとする主体が、コスト情報に加えて、企業の優良性に関する情報を合わせて検討することができるような環境を整えることが重要であり、その役割が行政やNPO/NGO等に求められている。

一方、リサイクル市場を構築するためには、建設副産物の発生量に見合った需要（最終需要、処理能力）が確保される必要があり、特に運搬や保管に制約がある建設副産物については、需給動向に注意が必要である。実際に再生材の供給が追いつかない地域では新材

を大量に含んだものがリサイクル品として安い価格で取り扱われており、資材製造者等にしわ寄せが生じている場合がある。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・ **※35** 国は、中小建設業のコンプライアンスに適した内部統制システムについて検討すべき。
- ・ **※6** 国は、質の高い建設リサイクルを推進している企業（発注者、施工者、処理業者）について、情報を収集し、客観的に評価し、それらの情報を発信するための仕組みについて検討すべき。
- ・ **※9** 公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進すべき。
- ・ **※40** 国は、地域で循環可能な建設副産物については地域内での循環を基本とするため、地域での需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方について検討すべき。

#### （5）技術開発等の推進

建設リサイクルの推進において、リサイクルの質を向上させるための技術がより一層重要となってきた。例えば再資源化にあたって、CO<sub>2</sub>の排出を抑制するなど地球温暖化対策との調和を図るための技術は積極的に開発すべきである。また、建設副産物が有する潜在的資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進すべきである。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・ **※7** 国は、建設リサイクルの取り組みにおいて、CO<sub>2</sub>排出量の削減効果やその他の環境負荷低減効果について簡便に算定するための手法について検討すべき。
- ・ **※39** 国は、建設副産物の潜在的資源価値について検討すべき。
- ・ **※22** 再資源化業者等の民間企業は、建設副産物の建設産業以

外の需要拡大について積極的に取り組むべき。

- ・ **※8** 国は、建設リサイクルに関する民間企業の優れた技術開発を促すため、開発された技術による効果が客観的に評価され、技術が広く活用されるための仕組みについて検討すべき。

#### 4 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する主要な取り組み

##### (1) 発生抑制について

これまでの建設リサイクルの取り組みは、発生した建設副産物の再資源化等率の向上に軸足を置いた施策が中心であった。しかし、高度成長期に急ピッチに整備された社会資本が更新期を迎え、住宅や建築物についても社会的耐用性の低下や老朽化が進んでいる。また一方で、新築・新設の設計の際に、施工時や将来の修繕又は解体時における廃棄物発生に対する配慮が必ずしも十分でない場合もある。このような状況を踏まえ、今後は「発生抑制」という上流段階での取り組みについて、より一層強化していく必要がある。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・ **※1** 国は、予防保全の実施等による構造物の延命化等、戦略的な施設管理手法を確立すべき。
- ・ **※2** 国は、住宅の長寿命化（「200年住宅」）を推進するため、総合的な施策を講じ、超長期住宅の普及を図るべき。
- ・ **※3** 国は、官庁施設について、既存建築物の物理的劣化の回復のみならず社会的な機能劣化にも対処し、民間に率先して既存ストックの有効活用を図るべき。
- ・ **※4** 国は、廃棄物の発生抑制に効果的に取り組むため、設計段階で評価可能な発生抑制に関する指標について検討すべき。
- ・ **※11** 行政は、老朽化した建築物の安易なスクラップ&ビルドを抑制するため、既存ストックの有効活用について啓発すべき。

## (2) 現場分別について

分別解体や現場分別については、意識の低さから取り組みが十分でない場合や、CCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材や非飛散性アスベスト含有建材等他の建設副産物の再資源化に支障をきたす建設資材の現場分別が徹底されていない場合がある。

また、都市部の新築・増改築工事などでは分別スペースが十分に確保できない場合があるといった物理的な課題がある一方で、現場分別を徹底すればするほど廃棄物が小口化・多品目化され、廃棄物の収集・運搬が非効率になるという課題がある。

さらに、施工者と再資源化業者の間で情報共有する仕組みが整っていないことから、施工者の現場分別の結果が再資源化業者の受入基準に合わず、現場分別したものであっても最終処分されてしまう場合がある。あるいは、現場分別解体等を建設現場で徹底するよりも、中間処理業者による分別の方が効率的な場合もある。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・ **※31** 国は、解体工事現場での作業内容の透明性を確保し、施工の適正化を促進するための方策について検討すべき。
- ・ **※33** 国は、現場作業員向けのわかりやすい現場分別マニュアルを策定し、施工者は、現場作業員の教育を強化することで、現場分別の実効性を向上させるべき。
- ・ **※36** 国は関係者ととともに、小口化・多品目化された建設副産物を巡回し共同搬送を行う小口巡回共同回収システムについて検討すべき。
- ・ **※34** 国は、現場条件に応じた現場分別基準を施工者、中間処理業者の協力を得ながら策定すべき。

## (3) 再資源化・縮減について

## ○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

コンクリート塊については、再資源化後の主たる利用用途である再生砕石の需給バランスが将来崩れる可能性がある。また、アスファルト塊については、今後、再リサイクルするに技術的に課題がある舗装発生材が増えてくる。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・**※24** 国は関係者ととともに、再生骨材を用いたコンクリートの普及に向けて、品質管理等の課題について検討すべき。
- ・**※23** 国は、再生骨材を用いたコンクリートの使用について、公共工事での活用について検討すべき。
- ・**※27** 国は、排水性舗装の再生利用や、繰り返し再生された劣化アスファルトの再生利用に関する研究を行うべき。

## ○建設発生木材

ペンキ等が付着した木材チップはマテリアルリサイクルできないなど、再資源化業者の受入基準と合わず、結果的に縮減される場合がある。一方で、バイオマス・エネルギー需要の高まりから、マテリアルリサイクル可能な木材チップがサーマルリサイクルされる場合がある。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・**※42** 国は、再資源化を円滑に進めるため、関係者の協力を得ながら利用用途に応じた木材チップの品質基準や建設発生木材の分別基準を策定すべき。
- ・**※44** 国は、マテリアルリサイクル可能な木材チップについては、なるべくマテリアルリサイクルされるよう、関係者に対して啓発すべき。
- ・**※43** 国は関係者ととともに、CCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材のサーマルリサイクルについて検討すべき。

## ○建設汚泥

建設汚泥処理土は、建設発生土と利用用途が競合することや、建設汚泥再生品（一般市販品）についての品質基準がないこと等から、建設汚泥の再生利用が必ずしも十分に進んでいない。

また、民間工事由来の建設汚泥処理土については、環境安全性等の品質を担保する仕組みがなく、公共工事での有効利用が図られていない。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・※19 国は、建設汚泥再生品の品質基準について検討すべき。
- ・※20 国は、民間工事由来の建設汚泥処理土の活用にあたって課題を整理し、工事間利用に関するルールについて検討すべき。

#### ○その他の建設廃棄物、建設混合廃棄物

解体系の廃石膏ボードについてはリサイクル体制や技術等が確立されていない上に、最終処分する場合には、石膏ボードが付着した他の建設廃棄物も含め、コストのかかる管理型処分場での処理が義務づけられている。

分別解体等の結果残される建設混合廃棄物は、中間処理業者でどのように分別され、再資源化施設あるいは最終処分場へ搬出されているか、実態が十分に把握されていない。したがって、廃石膏ボードや廃塩化ビニル管、ガラスくず等の建設廃棄物については、再資源化の実態が十分に把握できていない。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・国は、廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生利用の促進を図るため、関係者の協力を得ながら廃石膏ボードリサイクルを推進するため仕組みについて検討すべき。
- ・国は、中間処理業者へ搬出された建設混合廃棄物の最終的な分別・再資源化状況や最終処分の状況について実態を把握すべき。

#### ○建設発生土

建設発生土の需給バランスは改善傾向にあるが、依然として建設発生土搬出量は土砂利用量の2倍程度あり、供給過多の状態にある。一方で、これまで建設発生土の工事間利用を進めてきているが、工事間で工期や土質条件が合わないなどの理由から、搬入土砂利用量の4割弱を新材に頼っている。

また、民間工事由来の建設発生土を公共工事で有効利用することについては、調整にあたっての時間的ゆとりが十分でない中で、調整先選定にあたっての公平性の確保、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保を図る必要がある。

さらに、自然由来の重金属等を含む土砂は、使用条件によっては環境汚染につながる可能性がある。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・※13 国は、中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、それを適時設計に織り込んで需給バランスの改善を図るための仕組みについて検討すべき。
- ・※17 国は、民間工事由来の建設発生土の活用にあたって課題を整理し、工事間利用に関するルールについて検討すべき。
- ・※18 国は、建設発生土を有効活用した砂利採取跡地等の自然修復を図るための仕組みについて検討すべき。
- ・※14 行政は、埋戻土として建設発生土の利用が排除されている基準類の点検・見直しを行うべき。
- ・※15 公共工事の発注者は、新材の代替材として民間の改良土を活用できないか検討すべき。
- ・※16 公共工事の発注者は、民間の土質改良プラントについて、ストックヤード機能としての活用できないか検討すべき。
- ・※21 国は、自然由来の重金属等を含む土砂の取り扱いについて、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について検討すべき。



#### (4) 適正処理について

不法投棄をはじめとする建設廃棄物の不適正処理を防ぐためには、建設廃棄物物流の「見える化」を進める必要がある。このため、以下の施策を講ずべきである。

- ・ ※32 公共工事の発注者は、電子マニフェストの利用を段階的に原則化していくなど、電子マニフェストの普及に努めるべき。

#### (5) 再使用・再生資材の利用について

産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。仮に、再生資材が新材に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進すべきである。

また、再生資材であっても、再生資源が数%しか含有されていないものと100%近いものとを同列に扱っているなど、再生資材の定義があいまいである。

さらに、これまで建設資材等の再使用の概念が希薄であったため、建設資材等の再使用の可能性についても実態が把握されていない。このため、以下の施策を講ずることとする。

- ・ ※25 国は、熔融スラグ等、他産業再生資材の舗装への適用性評価に関する研究を行うべき。
- ・ ※28 国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準とその確認手法について検討すべき。
- ・ ※30 国は、再生資源の含有率等に基づいた再生資材の分類や、再生資源の有効利用率に関する指標について検討すべき。
- ・ ※29 国は、建設資材等の再使用の実績や品質基準について検討すべき。